

労 審 発 第 1459 号
令 和 4 年 12 月 16 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会
会長 清家



令和4年12月16日付け厚生労働省発基1216第2号をもって諮問のあった「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年12月16日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

労働条件分科会
分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年12月16日付け厚生労働省発基1216第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年12月16日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 守島 基博

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年12月16日付け厚生労働省発基1216第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。